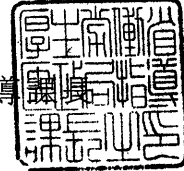


各 〔都道府県〕
〔政令市〕 衛生主管部（局）長
〔特別区〕

厚生労働省医政局指導



医療機関における感染性胃腸炎等の院内感染対策の徹底について

今般、ノロウイルス等による感染性胃腸炎についての報告数が、昭和56(1981)年の感染性胃腸炎の発生動向調査開始以来、最高値となっているところ です。

高齢者をはじめとして感染症に対する抵抗力が比較的低い患者が入院している病院、診療所等の医療機関においては、感染性胃腸炎を含めた院内感染対策が重要となります。

貴部(局)におかれましては、院内感染対策について、これまでも医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項の規定に基づく立入検査の機会等を通じて御対応いただいているところですが、これら一連の事例を踏まえ、改めて貴管下医療機関に対して、関係法令・通知等の遵守、院内感染対策の推進を含め、感染性胃腸炎を含めた院内感染防止体制の再徹底について指導方よろしくお願 しいたします。

また、今後の事例の発生防止については、民生主管部局その他の関連部局とも緊密な連携を図り、万全の体制をとっていただけるよう、よろしくお願 しいたします。

なお、平成18年12月5日に開催した薬事食品衛生審議会食品衛生分科会食品衛生部会における議論等を踏まえ、当省健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課により別添の通り「ノロウイルスに関するQ&A」が改定されましたので(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf>)、業務の参考として御活用いただけますようお願いいたします。

また、厚生労働科学研究による院内感染対策に関するガイドラインが国立国際医療センターのホームページ内において掲載されておりますので、併せて御参照ください。

照会先 医政局指導課 徳本

直 通 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562